

令和4年 第1回

広陵町議会定例会議員提出議案

- |           |                                       |        |
|-----------|---------------------------------------|--------|
| 議員提出議案第3号 | 広陵町ごみ減量等推進審議会の再開を<br>求める決議について        | [ 1頁 ] |
| 議員提出議案第4号 | 政党助成金の廃止等を求める意見書に<br>ついて              | [ 4頁 ] |
| 議員提出議案第5号 | 地方創生と感染症対策に資するデジタル化<br>の推進を求める意見書について | [ 7頁 ] |

## 議員提出議案第3号

## 広陵町ごみ減量等推進審議会の再開を求める決議について

上記の案件を別紙のとおり、広陵町議会会議規則第13条の規定により提出  
します。

令和4年3月22日提出

提出者	広陵町議会議員	吉村 眞弓美
賛成者	同	坂口 友良
賛成者	同	堀川 季延
賛成者	同	坂野 佳宏
賛成者	同	青木 義勝
賛成者	同	岡橋 庄次
賛成者	同	八尾 春雄

## 広陵町ごみ減量等推進審議会の再開を求める決議

脱炭素社会の実現や地球環境への負荷の減少にむけた持続可能な循環型社会形成への推進は、わが国のみならず世界共通の課題として、将来世代に対する現在を生きるものの責務である。

本町においては、平成12年に設置された「広陵町ごみ減量等推進審議会」における審議を踏まえ、平成18年11月からごみ減量を目的にごみ有料化が実施され、住民や事業所等の理解と日々の協力により、人口の増加に反比例する形で、可燃ごみは減量した。今後は更なるごみの発生回避に取り組んでいく必要がある。

本町におけるごみ処理施設等については、平成11年に住民訴訟が提起されたことによる移転、また、新たな設置場所においては平成19年から15年間を操業期間とすることを条件に、設置地及び周辺地域の住民の理解と協力により協定書を締結し、現クリーンセンターを設置操業してきた。令和4年3月18日をもって当該施設の操業停止にあたり、協定書の変更により、引き続き当該施設の一部をごみ積み替えの中継施設として使用することが可能となった。

現クリーンセンターの操業停止後は、ごみの中継については令和7年稼働予定の安堵町における「まほろば環境衛生組合」において、そして、ごみの処理については天理市における「山辺・県北西部広域環境衛生組合」において、それぞれ設置及び運営等を共同して行われる。本町としては、ごみ処理施設等の設置場所がどこにあらうと、環境負荷軽減に向けたごみ発生量自体の抑制と、排出においても循環型社会の形成に資する取組を実行する必要がある。これらは今後発生する広域処理への本町の負担金の軽減に繋がる。

しかし、それらごみの減量（リデュース）、再利用（リユース）、再資源化（リサイクル）及び断る（リフューズ）の4Rへの取組推進や、適正処理施設の建設、運営、処理、公害防止対策、地元環境対策等、近年のごみ処理に係る課題は多岐にわたり、その事業実施や取組に際しては、これまで以上に多額の費用が掛かるため、町財政全般への影響も懸念するところである。

以上のことから、現クリーンセンター操業停止後速やかに、「広陵町ごみ減量等推進審議会」を再開し、下記の点につき審議し、その結果を広く町民のみなさまに周知することで、広陵町のごみ処理行政について幅広い理解を求めるよう努めることを望む。

### 記

- 1 これまでのごみ減量に向けた取組や行動計画等への評価とその効果を明らかにすること。
- 2 自治基本条例の理念に基づき、町民のみなさまと共に町の環境対策の一つとして今後のごみ減量対策への取組、ごみの分別種類の選定及び収集方法について検討すること。

- 3 住民の作業や金銭的な負担への配慮及び町財政等を考慮した総合的な視点から、指定ごみ袋の価格について慎重に検討すること。

以上、決議する。

令和4年3月22日

奈良県広陵町議会

議員提出議案第4号

政党助成金の廃止等を求める意見書について

上記の案件を別紙のとおり、広陵町議会会議規則第13条の規定により提出  
します。

令和4年3月22日提出

提出者 広陵町議会議員 八尾春雄  
賛成者 同 山田美津代

## 政党助成金の廃止等を求める意見書

政党助成金制度は、1995年（平成7年）に「政治改革」の名のもとに導入・施行されました。この制度は、国民に1人当たり250円を負担させ、毎年約320億円の税金を各党に分配する仕組みです。制度発足以来、約8,460億円（2021年10月分まで）が各政党に交付されています。

そもそも国民は、自らの思想、政治信条に従い、支持政党に寄付する自由と権利を持っており、政治資金の拠出は、国民の政治参加の権利そのものです。ところが、税金を政党に分配する政党助成金の仕組みによって、国民は、自ら支持しない政党に対しても強制的に寄附させられることとなります。こうした制度は、事実上の「献金」を強要するものであり、「思想信条の自由」「政党支持の自由」に反するのではないのでしょうか。

また、政党助成金を目的の一つに政党の離合集散が繰り返されています。しかも政党助成金は、国民の税金であるにもかかわらず、使い道に制限がなく、また、1年間で使いきれなかった交付金は国庫に返納するのがルールなのですが、「基金」に積み立てれば、返納を免れることができ、積み立てが常態化しています。2020年の各党の基金残高総額は、298億円を超えるものとなっています。

もともとこの制度は、金権政治一掃を求める国民の声を受け「企業・団体献金を禁止するから」という口実で導入されました。しかし実際には、政党本部・支部に対する企業・団体献金が温存され、政党助成金との二重取りが続けられ、金の力で政治がゆがめられている現状があります。

政党は何よりも国民の中で活動し、国民の支持を得て、その活動資金をつくるのが基本です。政党が国民・有権者から「浄財」を集める努力をしないで、税金頼みになっていることから、金への感覚が麻痺し、「政治と金」の問題など腐敗政治をつくりだす根源になっているのではないのでしょうか。政党助成金は、政党と政治を墮落させる元凶となっているのではないのでしょうか。

私たち広陵町議会は2011年（平成23年）6月17日「政党助成金を廃止し、東日本大震災被災者救援に充てることを求める意見書」を採択し関係大臣に送付した経験を持っています。今日にあっては長引くコロナ禍にあって、営業不振・事業の廃止・雇用の終了など国民の苦難はさらに増している現状もあります。こうした中で政党助成金制度が継続されているのは到底国民的理解は得られないものと信じます。

よって、本町議会は、政党助成金を廃止すること、残金の基金積み立ては国庫に返納すること、廃止と返納によって生み出された確保した税金は、コロナ禍で苦しむ人々への援助に充当することを求めるものです。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

令和4年3月22日

奈良県広陵町議会

内閣総理大臣 岸田 文雄 様  
内閣官房長官 松野 博一 様  
財務大臣 鈴木 俊一 様  
総務大臣 金子 恭之 様  
厚生労働大臣 後藤 茂之 様  
法務大臣 古川 禎久 様

## 議員提出議案第5号

地方創生と感染症対策に資するデジタル化の推進を求める意見書について

上記の案件を別紙のとおり、広陵町議会会議規則第13条の規定により提出  
します。

令和4年3月22日提出

提出者	広陵町議会議員	山	村	美咲子
賛成者	同	千	北	慎也
賛成者	同	笹	井	由明
賛成者	同	谷		禎一
賛成者	同	吉	村	裕之
賛成者	同	岡	本	晃隆

## 地方創生と感染症対策に資するデジタル化の推進を求める意見書

少子高齢化や人口減少の進展により、あらゆる現場で人手不足や後継者不足が叫ばれる中で、新しい地域社会の構築は、地方自治体にとって喫緊の課題となっている。また今後は、新型コロナウイルス感染症などの感染症の蔓延を防ぐ上で、人と人との直接的な接触を低減させることが必要となり、働き方や教育、医療や福祉といった、日常生活の現場の変容が求められている。

そして今、政府の「デジタル田園都市国家構想」への取り組みをはじめ、社会のデジタル化への流れが加速する中で、「誰一人取り残されないデジタル社会」の実現を目指して、地域の課題解決に資するデジタル化を、適切かつ迅速に推進し、すべての住民がその恩恵を享受できる社会を構築する時代が到来した。

そこで政府に対して、子どもたちの学びの継続、医療への適時適切なアクセス、分散型社会の構築など、特に地方創生と感染症対策に資するデジタル化の推進について特段の取り組みを求める。

### 記

#### 1 すべての子どもたちの学びの継続のために

すべての地域で、感染症の拡大防止や不登校児童生徒への柔軟な対応など、誰もが何処でも安心して学びが継続できるように、リモート授業を可能にするための通信環境等の整備、デジタル教材や通信料の無償化など、各家庭の状況に配慮した対応ができるよう、所要の措置を講じること。

#### 2 医療への適時適切なアクセスのために

地域住民が安心して医療にアクセスできるよう、オンライン診療等を誰もが身近に受けられるように、現在、オンライン診療を適切に実施する前提となっている「かかりつけの医師」について、各地域に適切に配備すると同時に、その存在と役割を周知する広報活動の充実など、すべての住民が「かかりつけの医師」に繋がれるための取り組みを強化すること。

#### 3 分散型社会の構築のために

地域の新しい兼業農家やデジタル人材の確保に向け、「転職なき移住」を実現するためのテレワークの拡大や、サテライトオフィスの整備等に対する補助金等の拡充や税制の優遇、更に移住者への住宅取得支援や通信料金の軽減など、分散型社会の構築への総合的な取り組みを強化すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和4年3月22日

奈良県広陵町議会

内閣府特命担当大臣（地方創生） 野田 聖子 様  
デジタル大臣 牧島 かれん 様  
新型コロナ対策・健康危機管理担当大臣 山際 大志郎 様  
デジタル田園都市国家構想担当大臣 若宮 健嗣 様